

# 障害のある人への虐待を防ぎましょう!

～誰もが安心して暮らせる岡山県に～



## 障害者虐待防止法を知っていますか？

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、平成24年10月1日から施行され、虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害のある人の安定・安心した生活や社会参加を進めるために、みんなで虐待の防止に取り組んでいきましょう。

# 障害のある人への虐待は絶対に許されるものではありません

虐待は障害のある人の尊厳をおびやかし、自立や社会参加を妨げます。絶対にあってはならないことですが、虐待と気付かないままに起きている恐れもあります。

## ■ 障害者虐待の種類

障害者虐待防止法では、特に次の3種類の虐待について定めています

① 養護者(家族・親族)などによる虐待



② 障害者福祉施設従事者などによる虐待



③ 使用者による虐待



## こんなことが虐待にあたります

※ 障害のある人に対する虐待は、次の5種類に分類されます

### 身体的虐待

暴力によって、身体に傷・苦痛を与える、正当な理由なく身体を拘束すること



### 心理的虐待

脅しや侮辱、悪口を言う、無視するなど精神的に苦痛を与える



### 性的虐待

無理やり(または同意と見せかけて)性的な行為をすることや、性的な行為をさせること



### 経済的虐待

本人を騙したり、同意なしに、財産、年金、賃金、預貯金を使うこと、理由無く金銭を与えない行為



### 放棄・放任 (ネグレクト)

障害のある人の世話や介護、介助を怠り、生活環境や心身の状態を悪化(衰弱)させること

施設・職場において、施設の長や使用者が、施設内で起きている虐待を放置することなども該当。



### セルフネグレクト(自己放任)

※ 障害者虐待防止法による明確な規定はありませんが法律の取扱いに準じた支援を行うことが必要とされています

自らの意思で、またはその障害の状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し自らの世話が出来なくなり、他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されていること



# 施設・事業所の虐待防止と対応について

## 01 施設・事業所の虐待防止の責務 (障害者虐待防止法第15条)

障害者福祉施設の設置者または障害福祉サービスの事業等を行う者は、職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他障害者虐待の防止のための措置を講じなくてはなりません。

## 02 自立支援協議会などを通じた地域の連携

地域の連携も大切です



虐待の防止や早期の対応等を図るためには、関係機関との連携協力体制を構築しておくことが重要です。例えば、次のようなネットワークが考えられます。

### I) 虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク

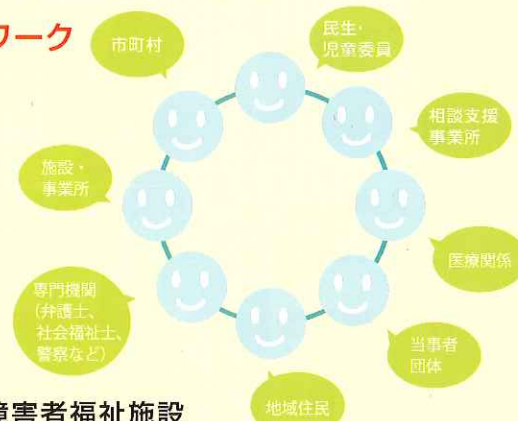
地域住民、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等からなる地域の見守りネットワーク

### II) サービス事業所などによる虐待発生時の対応(介入)ネットワーク

虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワーク

### III) 専門機関による介入支援ネットワーク

警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体など専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワーク



## 03 早期発見と通報義務 (障害者虐待防止法第6条/第16条)

・障害者福祉施設など障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見と国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければなりません。

・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者は、**速やかに市町村に通報する義務があります。**

※施設・事業所の管理者などが、施設・事業所内の障害者虐待について職員から相談を受けたり、養護者や使用者による障害者虐待に気付いて相談を受ける場合も、虐待が疑われる時には、通報義務があります。

法律により、通報者に対する保護が規定されています。情報が漏れたり、解雇その他不利益な扱いを受けることはありませんので安心して通報してください。



## 04 障害者や家族が置かれている立場の理解

施設・事業所の職員は、障害のある人や、その家族が置かれている立場を理解する必要があります。

- ・重度の障害のためにコミュニケーションが難しく、虐待を受けた場合でも、第三者に説明したり、訴えたりすることができない
- ・施設を出ると住む場所がなくなる不安があるため、職員の顔色を見て生活をしている
- ・「お世話をお願いしている」という意識から、施設・事業所の職員に対して、思っていることを自由に言えないと感じている…など

**施設・事業所の管理者や職員は、利用者である障害のある人や家族にこのような意識が働いていることを常に自覚し、虐待の防止に取り組む必要があります。**

## 06 障害者虐待の未然の防止について

人権意識や支援技術の向上という職員一人ひとりの努力とともに、組織として、安心、安全な質の高い支援を提供する姿勢を示さなければなりません。

虐待防止責任者、組織、防止ツール(マニュアル、チェックリスト等)の整備を進めていきましょう

## 06 虐待を防止するための体制について

- (1) 運営規程への定めと職員への周知
- (2) 虐待防止の責任者を設置するなどの体制整備
- (3) 倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底



職員一人ひとりが日頃の支援行為を振り返り、職員相互にチェックし、小さな出来事から虐待の芽を摘んでいきましょう

## 07 人権意識、知識や技術向上のための研修

人権意識、専門的知識、技術向上のため、人材育成の研修を計画的に実施していく必要があります。例えば、次のような3つの類型が考えられます。

- I) 管理職を含めた職員全体を対象にした人権意識を高めるための研修
- II) 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- III) 事例検討などによりスーパーバイザーの助言を得て行う、個別支援計画を充実強化するための研修

※職員一人ひとりの研修ニーズを把握しながら、また職員の業務遂行状況を確認しながら研修計画を作成しましょう。



## 08 虐待を防止するための取り組みについて

### I) 日常的な支援場面の把握

管理者が現場に直接足を運び支援場面の様子を見るなど、管理体制に留意し、職場の状況を把握しましょう。

### II) 風通しの良い職場づくり

職員のストレスは、虐待を生む原因となる恐れもあります。支援にあたっての悩みや苦勞を職員が平素から相談できる体制、職員の小さな気付きも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制づくりを行きましょう。

### III) 虐待防止のための具体的な環境整備

未然防止のための具体的な環境整備策は次のようなものがあります。

自己・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用、苦情解決制度の利用、サービス評価やオンブズマンなどの利用、ボランティアや実習生の受入れと地域との交流、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用など

## みんなで虐待を防ぎましょう

あなたの勇気ある一声が必要です

虐待が疑われたら、障害者虐待防止法に基づき、**市町村障害者虐待防止センター**へ通報してください。

